

### 第33回公正取引委員会契約監視委員会議事概要

- 1 日時 令和3年12月3日（金）10：00～11：30
- 2 場所 中央合同庁舎第6号館B棟19階 公正取引委員会 官房第13会議室
- 3 出席者（Web形式にて出席）  
（委員）池谷委員，中村委員，南島委員
- 4 議事概要
  - （1）開会
  - （2）調達案件の審議  
令和3年4月1日から同年9月30日までの間に締結した契約のうち，各委員が抽出した調達案件3件及び前回に引き続き一者応札となった案件1件について審議が行われた。審議の概要は別紙のとおり。
  - （3）閉会

意見 質問	説明 回答
○ 特定個別案件の企業結合審査における経済分析の外部委託（随意契約〔企画競争〕）	
本件は、企業結合審査において初めて経済分析を外部委託した案件とのことであるが、契約金額の上限はどのように算定したのか。	当委員会で作成した仮想事例を基に経済学者やコンサルティング業者に参考として見積りをお願い、この見積価格を参考に算出した。
委託する業務内容については、事前に業者と相談等を行ったのか。	業務内容は、当委員会で検討し作成した。
本件の企画競争の評価項目と点数について教えてほしい。	経済分析の実施体制、情報管理等を評価項目として100点満点で評価することに加え、ワークライフバランスに関する取組等を加対象とした。
本件調達についての課題や反省点等あるか。	外部委託による経済分析は、まだ完了しておらず現在進めている最中であるため、現時点では課題・反省点等はないが、課題等が出てきた場合には、次回以降の調達にいかしたい。
本件経済分析はスピードを要求されると思うが、外部委託したことが進行状況に影響を与えていないか。	想定範囲内で進捗しており、特に問題は生じていない。
外部委託をうまく活用して効率的に公正取引委員会の意思決定が進むことを期待する。	今後、外部委託を利用してスピーディー、かつ、質の高い分析を進めてまいりたい。
専門性等から審査の質を担保するためには、受託業者とコミュニケーションを取ることが大切と考える。本件の受託業者から、困った点等をヒアリングしてはどうか。	受託業者とは、今後行う打ち合わせ等の中で引き続きコミュニケーションを取っていき、困った点等についてもヒアリングしていきたい。
企業結合審査における経済分析にはどのようなデータが必要なかがあらかじめ明らかにされていれば、当事会社にとって審査を受ける準備がしやすい。今回の受託業者とのやり取りをまとめフォーマット化することが、今後の実務のスピードアップにつながるものとする。初めての案件であり、今後、知見を積み重ねてより良い成果を挙げてもらいたい。	今回の外部委託によって得られた知見を蓄積して次回以降にも活用していくこととしたい。
本件経済分析は、ゲーム理論を学んでいる者であれば誰でも行えるのか。	非常に高度な分析であるため、ゲーム理論を学んでいる者であれば誰でも行えるというもの

	<p>ではない。また、経済分析を行うためには、産業組織論の知見が必要になるところ、産業組織論は産業ごとに専門が細分化されており、産業組織の専門家であれば誰でも分析を行えるというものでもない。さらに、今回の経済分析で必要となる構造推定アプローチは、分析結果が研究者の力量に大きく左右されるため、質の高い分析を行えるコンサルティング業者に委託する必要がある。</p>
<p>経済分析については内製化した方が公正取引委員会内部での調整がしやすいのではないか。</p>	<p>当委員会内部にも経済分析を行える職員はおり、職員の育成にも取り組んでいるが、産業組織論は、産業ごとに専門が細分化されていることもあり、当委員会の職員だけでは、対応が難しい場合もある。したがって、当委員会内部における経済分析とともに、外部委託も行っていくことが必要である。</p>
<p>○ 令和3年度音声反訳業務（単価契約）（一般競争入札）</p>	
<p>本件は、落札率が低い、予定価格の設定はどのように行ったのか。</p>	<p>予定価格の積算に当たり、参考見積書の提出を複数者に依頼したところ、コロナ禍の影響等もあり、各社から提出された単価金額は、いずれも前年度の落札単価を上回っていた。また、当委員会の反訳予定時間も前年度より増えた。これらを勘案して予定価格を前年度よりも高く設定したが、結果としては、落札価格は前年度並みであった。</p>
<p>オープンカウンターで調達していた音声反訳業務を一般競争入札で調達した理由は何か。</p>	<p>音声反訳業務は、令和2年度及び令和元年度はオープンカウンター、平成30年度は一般競争入札で調達しているところ、令和3年度は、予定価格がオープンカウンターの基準を上回ったため一般競争入札としたものである。</p>
<p>オープンカウンターと一般競争入札では、業者の集まりや費用に違いはあるか。</p>	<p>一般競争入札を実施した令和3年度は4者、平成30年度は7者が応札し、他方、オープンカウンターを実施した令和2年度は3者、令和元年度は5者が参加したという状況であり、オープンカウンターと一般競争入札の違いにより業者の集まりに大きな違いはなかった。</p>

	<p>また、費用については、反訳予定時間が各年度で異なるため単純比較は難しいが、調達方法による大きな違いはなかった。</p>
<p>音声反訳は特殊な業務のため、参入業者が少ないのではないか。</p>	<p>音声反訳業務の参加者数は、印刷や事務用品購入のような案件と比較すると少ないが、近年は2、3者が新規に参加しており、本件の契約業者も新規業者であった。</p>
<p>本件のように、役務案件についてもオープンカウンターによる調達を引き続き検討されたい。</p>	<p>引き続き、コールセンター等の役務案件についても、オープンカウンターによる調達を検討にしていくこととしたい。</p>
<p>会話のやりとりを文字起こしする音声反訳では、主語が抜けるなど、成果物は読み手に意味が通じないものになっていることはないのか。</p>	<p>成果物は、会話のやりとりをそのまま文字起こししたものとなっているが、必要に応じて当委員会で主語の欠落等を補足・修正している。職員が一から作成するよりも、ある程度仕上がっているものを確認した方が、作業効率がよい。</p> <p>このため、音声反訳業務は、引き続き外部委託していくこととしたい。</p>
<p>○ 意見聴取手続で利用するタブレット28台等の借入れ（一般競争入札）</p>	
<p>証拠の閲覧方法をデジタル化するに当たり、内閣官房が主導する業務の抜本的見直しのトライアルテーマに選定されたとの説明があったが、タブレットを使用しての閲覧が可能と判断したのはいつ頃か。</p>	<p>意見聴取手続に係る証拠の閲覧方法のデジタル化を検討し始めたのは約2年前である。</p>
<p>意見聴取手続の証拠の閲覧方法として、タブレットを用いて行うことにしたのは、今回が初めての試みか。</p>	<p>タブレットにより証拠の閲覧を行うのは、初めてである。</p>
<p>タブレットを用いて証拠閲覧を行うと、閲覧当日にネットワークの接続の不具合が生じて、証拠の閲覧ができないなどの不安はないか。</p>	<p>証拠閲覧は、事前にネットワーク接続をして証拠の電子データを保存したタブレットを用いるため、閲覧当日にネットワークに接続することはなく、閲覧当日にネットワークの接続の不具合が問題となることはない。</p>
<p>タブレットのセキュリティ対策に問題はないか。</p>	<p>タブレットには当委員会でセキュリティソフトをインストールしており、また、閲覧者がタブレットから証拠の電子データをコピーできないように対策を講じているため、セキュリティ対策に問題はないと考えている。</p>

<p>導入の初期にタブレットによる閲覧方法の効果や実効性を確認した方がよい。感想を聞く機会を最初に設けることを勧める。</p>	<p>タブレットが導入されたのが11月であり、未だタブレットを用いた証拠の閲覧は行っていないため、利用に関する意見や感想は得ていないが、将来の切り替わり時の説明の補強となるものと考えるので感想を聞くこととしたい。</p>
<p>4年間の借入れとされ、予算が複数年度にまたがっているが、単年度としなくとも予算上の問題はないのか。</p>	<p>パソコンの耐用年数を踏まえ、令和3年度から令和7年度までの複数年度契約を行うことを財務省に認められたことから、4年間のリース契約を締結し、毎月、リース料を支払っている。</p>
<p>入札説明書交付者数が複数であるのに対し、応札者数が1者となっているが、その原因は何か。</p>	<p>入札説明書交付者に入札不参加の理由を確認したところ、回答があった全ての業者から、納期までに納品できないと回答されている。</p> <p>回答があった一部の業者から、世界的な半導体の供給不足により、メーカーからのタブレットの供給が追いついていない状況であると説明があり、これが納期に間に合わない背景だと考える。</p>
<p>○ 令和3年度新聞記事のクリッピング等業務（継続一者応札案件）</p>	
<p>本件は一者応札が連続した案件であるが、そもそもクリッピング業者は少ないのか。</p>	<p>10者程度の存在が認められるが、当委員会の仕様に合う著作権許諾問題をクリアできる業者は一部と思われる。</p>
<p>他省庁が公正取引委員会と異なる業者と契約しているのであれば、共同調達をすることによって複数者応札となると考えるが、そのような話は出てこないのか。</p>	<p>当委員会はクリッピングの対象を9紙としているが、省庁によっては例えば60紙というように、希望する紙数が異なるため、仕様のすり合わせが難しい。また、各省庁で切り抜き希望の記事が大きく異なるため、共同調達では当委員会の希望する切り抜きを入手することが難しいと考える。</p>
<p>複数年契約にしてはどうか。複数年契約にすると事業者の事務手続等は軽減されるのではないか。</p>	<p>パソコンリースのように固定された金額ではなく、切り抜き数やテーマが変わることによって金額が異なることから、複数年を対象に契約することは難しい。</p> <p>なお、クリッピング業務については、著作権許諾の問題が改善しないこと、新型コロナウイルス感染症対策等によるテレワークが推進しており、紙媒体による情報共有の方法が実情と合わ</p>

	ないことなどから、外部委託を終了することとし、来年度以降については、新聞社との間で当委員会がセレクトした記事を電子化して配布するライセンス費用の概算要求を行った。
著作権法の対応については万全を期されたい。その上で入札論議が可能となる。	クリッピング業務については、今後とも、著作権上の問題が生じない方法で行っていく。